

諮問日：平成29年4月7日（平成29年度（最情）諮問第2号）

答申日：平成29年7月24日（平成29年度（最情）答申第21号）

件名：職員採用試験得点度数分布表の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「裁判所職員採用試験における得点分布が分かる文書（平成28年度）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 旧司法試験の場合、昭和56年度から平成22年度までの短答式試験、論文式試験及び口述試験の得点分布がインターネット上で公表されており、「旧司法試験 成績分布」等のキーワードで検索すれば容易に見つけることができるし、新司法試験の場合、法務省のホームページにおいて詳細な得点分布が公表されている。それにもかかわらず、適正な司法試験事務の遂行に何らの支障も生じていないことからすれば、本件各対象文書の不開示部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当しない。
- 2 論文試験（小論文）、専門試験（記述式）、政策論文試験（記述式）及び人

物試験についても、受験者ごとに得点を付けて合否の判定をしている以上、得点分布が分かる文書は当然に作成されているといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件各対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）には、各試験種目における得点別の受験者数、積算数及び割合が記載されている。

裁判所職員の採用試験においては、合格者決定方法の一つとして、当該試験種目において最低限必要な一定の素点を下限の得点とし、下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については不合格としている。そのため、各得点の人数が開示されると、下限の得点の人数とその付近の得点の人数の多寡を比較して、下限の得点の決定が不適當だったのではないかと主張したり、試験の種類ごとに下限の得点以上の人数及び割合等並びに平均点以上の人数及び割合等を分析し、試験の種類間で比較して、下限の得点が高すぎるなどと主張したりすることが可能になる。

したがって、本件不開示部分が開示されると、裁判所への質問、照会、中傷等が増加し、試験業務に支障が生じるおそれがあるほか、後日の照会等へのおそれや煩わしさから、適正な合否判定が困難になり、適正な試験事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- 2 最高裁判所では、本件各対象文書以外に、本件開示申出文書に該当する文書を作成し、又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月13日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年5月19日 本件各対象文書の見分及び審議

⑤ 同年6月9日 審議

⑥ 同年7月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件各対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、第1次試験の各試験種目における得点別の受験者数、積算数及び割合が記載されていることが認められる。

また、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、苦情申出人が挙げる司法試験については得点分布が公表されているものの、その他の資格試験や国家公務員等の採用試験については必ずしも得点分布が公表されておらず、試験によって公表される事項等が異なる状況にあると認められる。

そこで最高裁判所事務総長の上記説明の内容につき検討すると、試験に関して公表される事項等については、試験ごとに公表に伴う種々の影響等を考慮して定められている現状にあると考えられ、裁判所職員の採用試験においては、合格者決定方法の一つとして試験種目ごとに下限の得点を定めているため、本件不開示部分が開示されると、裁判所への質問、照会、中傷等が増加し、試験業務に支障が生じるおそれがあるほか、後日の照会等へのおそれや煩わしさから、適正な合否判定が困難になるという上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分について、適正な試験事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、論文試験（小論文）、専門試験（記述式）、政策論文試験（記述式）及び人物試験についても、得点分布が分かる文書は当然に作成されていると主張する。しかし、開示された本件各対象文書は、第1次試験の得点分布を記載した文書であるところ、苦情申出人のいう第2次試験及び第3次試験については、これらの試験の方式等を考慮するならば、直ちに得点分布が分かる文書を作成する必要があるとはいえず、これらの試験について得点分布が分かる文書を作成していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不

合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件各対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件各対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本件各対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人

別紙

- 1 平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（A X）
- 2 平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（A X特例あり，B X，C）
- 3 平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（B X）
- 4 平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（C）
- 5 平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（A Y）
- 6 平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（B Y）
- 7 平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（D）
- 8 平成28年度専門試験得点度数分布表（A X）
- 9 平成28年度専門試験得点度数分布表（A X，B X）
- 10 平成28年度専門試験得点度数分布表（A X，B X，C）
- 11 平成28年度専門試験得点度数分布表（B X）
- 12 平成28年度専門試験得点度数分布表（C）